

## 倫理綱領

武庫川女子大学大学院  
文学研究科教育学専攻

### 前文

本専攻は、社会情勢の変化や流動化および多様化に伴って発生する諸問題に対して、教育学・保育学の視点から、すべての人間の基本的人権と尊厳を護るとともに、とりわけこどもの成長・発達の援助と最善の利益の実現およびコミュニティ・環境の改善を目指すため本綱領を定める。

本専攻の構成員は、以下に示す倫理綱領の各条項を遵守し、教育研究活動や教育実践に取り組むものとする。なお、ここでいう構成員とは、本専攻に所属する教職員および本専攻修士課程に在籍する学生等である。

第一条<基本的人権の遵守>我々は、基本的人権および人格権を尊重しなければならない。とくに、こどもの最善の利益を侵害してはならない。

第二条<研究実施のための配慮と説明>我々は、教育・研究・実践活動などを行う際、それらの趣旨および方法・手続き、さらには予想される成果などを、情報提供者や研究協力者にわかり易く説明し、協力の同意・了解を得なければならない。ただし情報提供者や研究協力者に同意や了解の判断が困難な場合があるときには、彼らを保護する立場にあるものとの判断と同意を得る。さらに情報提供者や研究協力者には、研究結果についての概要を速やかに報告しなければならない。

第三条<情報管理の厳守>我々は、教育・研究・実践活動などを実施したことによって、情報提供者や研究協力者から得られた情報などに関して、これらを厳重に保管・管理し、本来の目的以外に使用してはならないと同時に、同意を得た情報以外は利用してはならない。

第四条<研究成果の公表にともなう承諾・許可などの責任>我々は、教育・研究・実践活動などの成果を公表する際、前もって情報提供者や研究協力者から承諾・許可を得て、専門家としての責任を自覚して行わなければならない。さらに、情報提供者や研究協力者の所属機関の承諾・許可を得るとともに、了解なしにそれらの人びとが特定されることがないように配慮する必要がある。さらに共同研究においては、共同研究者の権利と責任に配慮する必要がある。

第五条<知的不正行為の防止>我々は、教育・研究・実践活動などを行う際、剽窃・盗用・改竄・捏造などの知的不正行為を行ってはならない。

### 付記

この倫理綱領は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

平成 23 年 4 月 1 日改定。

平成 24 年 4 月 1 日改定。

平成 30 年 7 月 1 日改定。